

岩倉市生涯学習センターネーミングライツパートナー募集要項

1 募集目的

岩倉市では、安定的な財源を確保することにより、様々な市民サービスの向上及び地域の活性化を図ることを目的とし、岩倉市生涯学習センターに、愛称（企業名、商品名等）を付与する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する法人（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

2 募集概要

（1）対象施設、ネーミングライツ料及び契約期間、愛称の使用開始年月日

施設名称	岩倉市生涯学習センター
所在地	愛知県岩倉市本町神明西 20 番地 サクランド岩倉 2 階
建築面積	2,022.42 m ²
延床面積	2,022.42 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造（サクランド岩倉）
竣工年月日	平成 21 年 10 月 10 日
施設概要	会議室 1～4、研修室 1・2、スタジオ 1～3、 料理室、工芸室、和室、子供ルーム ほか
休館日	12月29日から 1 月 3 日まで
開館時間※ ¹	午前 9 時から午後 9 時まで
年間利用者数	71,415 人（令和 3 年度） 90,750 人（令和 4 年度） 95,111 人（令和 5 年度） 94,248 人（令和 6 年度） 92,862 人（令和 7 年度）
ネーミングライツ料	年額 75 万円以上 （消費税及び地方消費税は別途）
契約期間	令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで
愛称の使用開始年月日※ ²	令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

※¹令和 8 年 9 月 30 日までは午前 9 時から午後 9 時 30 分まで。

※²愛称使用開始日より前の準備行為等における愛称の使用については、契約締結時に市と優先交渉権者が協議の上決定します。

（2）愛称

ア 愛称付与の条件

- ① 親しみやすさや呼びやすさなど、市民等の理解が得られる愛称とします。
- ② 愛称に「センター」「スクエア」「ホール」等を用い、施設名であることが明らかなものとします。

イ 使用を禁止する愛称

愛称が、次のいずれかに該当するものは対象としません。

- ① 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 政治性又は宗教性のあるもの
- ⑤ 社会問題その他について主義又は主張に当たるもの
- ⑥ 当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- ⑦ その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

ウ 愛称の表示

愛称の表示については、位置、サイズ、箇所数、デザイン等について、契約締結時にネーミングライツパートナー、市や関係機関が協議の上決定します。なお、新規看板等の設置については、設置の可否も含めて協議します。

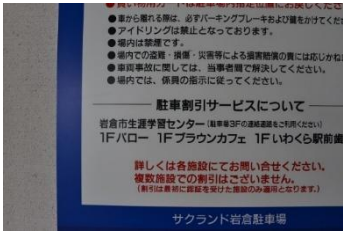
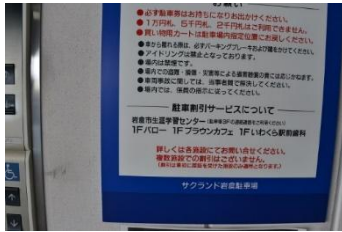
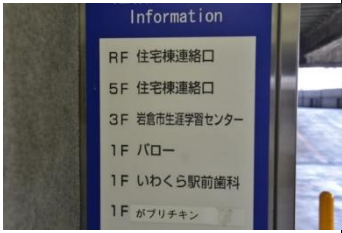
【愛称表示箇所（例）】

a. 屋外

場 所	①西側外壁	②南側外壁	
サイズの目安	縦 1.2m×横 4.2m	縦 0.5m×横 5.8m	
写 真			
場 所	③南側階段		
サイズの目安	縦 0.2m×横 2.2m	縦 0.1m×横 0.8m	
写 真			
場 所	④南側店舗案内板	⑤東側通路入口	⑥北側駐輪場入口
サイズの目安	縦 0.2m×横 1.4m	縦 0.25m×横 2.5m	縦 1.2m×横 0.3m
写 真			

場 所	⑦北側駐車場入口	⑧駐車場 3 階北東外壁	⑨駅東ロータリー案内看板
サイズの目安	縦 0.8m×横 0.8m	縦 0.8m×横 0.8m	縦 0.025m×横 0.17m
写 真			

b. 屋内

場 所	①北側エレベーター外		
サイズの目安	縦 0.45m×横 0.5m	縦 0.015m×横 0.15m	
写 真			
場 所	②南側エレベーター外		
サイズの目安	縦 0.07m×横 0.15m		
写 真			
場 所	③北側エレベーター内	④南側エレベーター内	
サイズの目安	縦 0.02m×横 0.15m	縦 0.07m×横 0.15m	
写 真			

場 所	⑤北側1階通路		⑥南側入口自動扉前
サイズの目安	縦0.2m×横1.0m		縦0.1m×横1.5m
写 真			
場 所	⑦北側入口自動扉前		
サイズの目安	縦0.4m×横1.8m	縦0.6m×横0.35m	縦0.2m×横0.2m
写 真			
場 所	⑧北側駐輪場内		
サイズの目安	縦0.2m×横0.4m	縦0.05m×横0.85m	縦0.015m×横0.01m
写 真			
場 所	⑨岩倉駅地下連絡道		
サイズの目安	縦0.065m×横0.45m (表裏)	縦0.065m×横0.45m	縦0.05m×横0.4m
写 真			

エ その他

- ① 愛称は一般的に用いる呼称であり、条例で定められた名称を変更するものではありません。
- ② ネーミングライツは施設等の所有権、経営権等には影響を与えないものとし、他者に譲渡、貸与することはできません。
- ③ 契約期間中の愛称の変更はできません。
- ④ 愛称と合わせて正式名称を併記したり、正式名称のみを表記したりすることがあります。

(3) ネーミングライツパートナーの特典

ア 市広報紙、また市及び指定管理者が作成するパンフレット等の印刷物、ホームページ等における施設名称の記載は、原則として愛称を使用します。

イ ネーミングライツパートナーのホームページ等で、ネーミングライツパートナーであることを広報することができます。

ウ 契約期間終了後に引続き契約を希望する場合は、優先的に交渉することができます。

(4) 費用負担

ネーミングライツパートナーにおいて負担する項目については、ネーミングライツ料とは別に費用を負担していただきます。

負担項目については、表のとおりです。

項目	ネーミングライツパートナー	岩倉市
ネーミングライツ料	○	
敷地内外の案内表示変更及び新規設置	○	
表示変更に伴うシステム等変更費用	○	
契約期間終了後の原状回復	○	
市の印刷物やホームページの表示変更 ※		○

※更新時期に合わせて随時変更します。

(5) 応募資格

ネーミングライツパートナーは法人とし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されたもの
- イ 市から指名停止措置を受けているもの
- ウ 国税及び地方税を滞納しているもの
- エ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当するもの又はこれに類似するもの
- オ 消費者金融及び高利貸しに係るもの
- カ たばこ及びギャンブル（宝くじを除く。）に係るもの

- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更正手続き中のもの
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 177 号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの
- ケ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- コ その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと市が認めるもの

（6）応募方法

ア 募集期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）から 9 月 30 日（水）まで

イ 提出書類

- ① 岩倉市ネーミングライツパートナー申込書（別紙様式）
- ② 法人の概要（任意様式）
- ③ 法人の定款、規約又はその他これらに類する書類
- ④ 法人役員名簿
- ⑤ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）（直近 3 か月以内に発行されたもの）
- ⑥ 決算報告書（直近 2 年分）
- ⑦ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税の直近年度の納税証明書
※本市に本社がある場合、岩倉市税の納税証明書の提出は必要ありません（市で納税状況を確認します）。
- ⑧ 愛称に商品名を使用する場合は、当該商品の概要がわかるもの
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

ウ 提出部数

各 1 部

エ 提出先

①持参の場合

岩倉市教育部生涯学習課

（愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地 岩倉市役所 6 階）

※受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 4 時まで。

②郵送の場合

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地

岩倉市教育部生涯学習課

※募集期間内必着

オ 質問事項の受付等

応募に関する質問受付等は、次のとおりです。なお、口頭での質問は受け付けておりません。

①質問受付期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）から 8 月 24 日（月）まで

②質問方法

質問事項を記載した文書（任意様式）を郵送、又はメールで受付けます。
質問受付期間内、必着です。

a. 郵送の場合

〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市教育部生涯学習課

b. メールの場合

shougaigakushu@city.iwakura.lg.jp

③回答方法

質問に対する回答は、順次、市ホームページに9月11日（金）までに掲載します。ただし、質問内容によっては回答に時間がかかる場合があります。

＊市ホームページアドレス

<https://www.city.iwakura.aichi.jp/0000006008.html>

カ 留意事項

- ① 軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。
- ② 応募にあたり、必要な経費は応募者の負担とします。
- ③ 提出された書類は返却しません。また、情報開示請求があった場合には、岩倉市情報公開条例に基づき開示することがあります。
- ④ 申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑤ 提出された書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

3 選定方法

岩倉市生涯学習センターネーミングライツ優先交渉権者審査委員会において、次の審査基準を基に優先交渉権者決定等について審査・選定を行います。選定後は、速やかに選定結果を公表するとともに、全ての応募者に選定結果を通知します。

<審査基準>

審査項目	評価基準	配点
応募団体	①応募資格は適正か ②地域貢献の活動実績や計画の内容 ③応募団体等の経営は健全か ④施設のイメージアップにつながるか ⑤市内に本社、支店又は営業所を有するか	30
愛称	①親しみやすいか、分かりやすいか、呼びやすいか ②表示場所、表示デザインは適当か ③施設の管理運営に支障が生じないか	30
ネーミングライツ料	①応募金額は妥当か	40
合計		100

※全委員の点数を平均し、平均得点によって順位を決定し、70 点以上の点数となった応募者のうち一番得点の高い者を優先交渉権者、二番目に得点の高い者を次点交渉権者とします。

※応募者が 1 者の場合も、審査基準に基づき審査することとします。

4 ネーミングライツパートナーの決定及び公表等

(1) ネーミングライツパートナーの決定と契約の締結

審査委員会の結果を基に、優先交渉権者と細部について協議し、合意に至った後当該優先交渉権者をネーミングライツパートナーとして決定し、契約を締結します。ただし、市が合意の可能性がないと判断した場合には、協議を打ち切り、次点交渉権者と契約締結に向けた協議を行います。

(2) ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナーが決定したときは、契約の締結後、ネーミングライツパートナー名、施設の愛称、ネーミングライツ料、愛称使用期間等を市ホームページや報道機関へ情報提供すること等により公表します。

5 スケジュール（予定）

内容	時期
募集期間	令和 8 年 8 月 3 日（月）から 9 月 30 日（水）まで
質問受付期間	令和 8 年 8 月 3 日（月）から 8 月 24 日（月）まで
質問に対する回答	市ホームページで随時
審査委員会の開催	10 月中旬
候補者選定結果の通知	10 月下旬
契約締結	11 月上旬
施設表示等の変更準備	11 月下旬から
愛称の使用開始	令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

6 ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料の支払いは、原則として、年度ごとに市から請求があった日から 30 日以内に納付することとします。

また、施設の利用を市が制限する場合も、ネーミングライツ料は減額しません。

7 リスク負担

(1) ネーミングライツパートナーが設置した看板等が損傷、汚損した場合は、ネーミングライツパートナーの責任において速やかに復旧するものとします。

(2) ネーミングライツパートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

- (3) その他、特に定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議しリスク負担を決定するものとします。

8 問い合わせ先

担当部署：岩倉市教育部生涯学習課

電 話：0587-38-5819

F A X：0587-66-6100

メー ル：shougaigakushu@city.iwakura.lg.jp